

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項又は号（以下「改正前の項等」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項又は号（以下「改正後の項等」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の項等を当該改正後の項等とする。
- (2) 次の表中、改正後の項等に対応する改正前の項等が存在しない場合にあつては、当該改正後の項等を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる<u>職員</u>が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる<u>職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）</u>が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p>
<p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる<u>職員</u>が、規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる<u>職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）</u>が、規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定め</p>

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に

るところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。

3 前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、勤務の制限に

<p>関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 2</p> <p>(15) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を<u>含む</u>。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、<u>若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう</u>。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1つの年において<u>5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)</u>の範囲内の期間</p> <p>(16) 次条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う職員が、当該世話を<u>行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1つの年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)</u>の範囲内の期間</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p>	<p>関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 2</p> <p>(15) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を<u>含む</u>。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、<u>又は疾病にかかったその子の世話をを行うこと</u>をいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1つの年において<u>5日</u>の範囲内の期間</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p>
--	---

(春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市職員の育児休業等に関する条例(平成17年条例第40号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条を加える。

(4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>(<u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情</u>)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は<u>第5条に規定する事由</u>に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは<u>同条</u>に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、<u>3月以上の期間を経過したこと</u>（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の<u>承認の請求の際育児休業</u>により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 非常勤職員</p> <p>(2) 臨時的に任用される職員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</p> <p>(6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</p> <p>(<u>再度の育児休業をすることができる特別の事情</u>)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は<u>第5条第2号に掲げる事由</u>に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは<u>同号</u>に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、<u>当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと</u>（当該職員が、当該育児休業の<u>請求の際両親が当該方法</u>により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実</p>

が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条

(1) (略)

(2) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと

が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的に任用される職員

(3) (略)

(4) (略)

(5) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条

(1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

と。

- (4) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第13条

(1) (略)

(2) (略)

（部分休業をすることができない職員）

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

（部分休業の承認）

第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、

- (4) 育児短時間勤務の承認が、第13条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第13条

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

(2) (略)

(3) (略)

（部分休業をすることができない職員）

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）
- (2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (3) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (4) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（部分休業の承認）

第18条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行う

正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。	ものとする。
---------------------------------------	--------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする第1条の部分による改正後の春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の2の規定による請求、同条例第8条の3第2項の規定による請求又は施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。
- 3 施行日前に第2条の部分による改正前の春日部市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ第2条の部分による改正後の春日部市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。